

毎週火・金曜日定例発行

千葉県報

定例
平成17年7月5日

主要目次

- 告示 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく指定地方公共機関の指定 一
- 告示 土地改良区定款の変更認可(六件) 一
- 告示 患畜の発生 二
- 告示 保安林予定森林 二
- 告示 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 二
- 告示 小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間 三
- 告示 急傾斜地崩壊危険区域の指定 三
- 告示 公安委員会告示 三
- 告示 駐車監視員資格者講習の実施 三
- 告示 海区漁業調整委員会訓令 四
- 告示 千葉県海区漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令 四
- 告示 内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会訓令 四
- 告示 千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令 四
- 告示 軽油引取税の特約業者の指定の取消し 四
- 告示 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 四
- 告示 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要(三件) 五
- 告示 土地改良区役員の退任及び就任(三件) 五
- 告示 県営土地改良事業の完了(六件) 七
- 告示 開発行為の工事の完了(二件) 七
- 告示 都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧 八
- 告示 建築公聴会の実施 八
- 告示 特定調達公告 八
- 告示 入札公告 八

告示

千葉県告示第五百五十七号
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十

二号)第二条第二項の規定により、指定地方公共機関を次のとおり指定する。
平成十七年七月五日

法人の名称	所在地
栄都市ガス株式会社	印旛郡栄町安食字上前三、二七九番地の二
社団法人千葉県エルピーガス協会	千葉市中央区中央港一丁目一三番一号千葉県ガス石油会館内
社団法人千葉県看護協会	千葉市美浜区新港二四九番地四千葉県看護会館内

千葉県告示第五百五十八号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、木更津市樁土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日
千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百五十九号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市海上土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日
千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百六十号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、市原市上郷南和土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日
千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百六十一号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、君津郡大原台土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日
千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市小櫃川左岸土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天羽土地改良区の定款の変更を平成十七年六月二十七日付けで認可した。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県告示第五百六十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり患畜の発生届出があった。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

病名	患畜又は疑似患畜の区分	家畜の種類	頭数	発生場所	発生年月日
ヨネネ病	患畜	牛	一	長生郡長柄町船木	平成十七年六月二十二日

千葉県告示第五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 保安林予定森林の所在場所

千葉県若葉区貝塚町五〇六番一、五二七番三、五三四番三、五三四番四、五三五番一、五三六番一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部林務課及び千葉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

千葉県告示第五百六十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三十一条第一号の規定により、次の加入区については平成十三年七月二日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成十七年七月一日付けで消滅した。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

新富津加入区

千葉県告示第五百六十七号

千葉県海面漁業調整規則（昭和四十年千葉県規則第六十九号）第二十五条第一項及び第二項並びに第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数並びに申請期間を次のとおり定めた。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

区域	小型まき網漁業の許可及び起業の認可の定数
夷隅郡大原町八幡崎突端正東の線以北の千葉県海面	十二隻
夷隅郡岬町太東崎灯台正東の線と安房郡白浜町野島崎灯台中心点正南の線との間の千葉県海面	二隻
安房郡白浜町野島崎灯台中心点正南の線から館山市洲崎灯台中心点と神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面	二隻
館山市洲崎灯台中心点と神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線から富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、第三海堡中心点及び神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線以北の千葉県海面	六隻
富津市富津岬突端、第一海堡中心点、第二海堡中心点、第三海堡中心点及び神奈川三浦市城ヶ島灯台中心点とを結んだ線以南の千葉県海面	六隻

二 小型まき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間
平成十七年七月十一日から十五日まで

千葉県告示第五百六十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図書は、千葉県国土整備部河川計画課及び安房地域整備センター鴨川整備事務所において縦覧に供する。

平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 晴子

天津急傾斜地崩落危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱第一号から標柱第六号までを順次結んだ線及び標柱第六号と標柱第一号とを結んだ線により囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は、直線とする。

標柱を設置した土地の地番

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地名
一	鴨川市	天津	引土	一〇七番一
二	"	"	布入	一六番
三	"	"	"	一六番
四	"	"	"	一九番
五	"	浜荻	葛ヶ崎	一、三〇五番一 地先の道路敷
六	"	"	"	一、三〇九番一

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第13号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定による
駐車監視員資格者講習を次のとおり実施する。

平成17年7月5日

千葉県公安委員会委員長 志村 征一

1 講習及び修了考査の期日及び時間
(1) 講習

平成17年8月16日(火曜日)及び17日(水曜日)の2日間の午前10時30分
から午後7時20分まで

(2) 修了考査

平成17年8月23日(火曜日)の午前10時30分から午前11時40分まで

2 講習及び修了考査の場所

(1) 講習の場所

千葉市中央区弁天3丁目7番7号 千葉市生涯学習センターホール

(2) 修了考査の場所

千葉市中央区中央4丁目13番10号 千葉県教育会館203、501会議室

3 受講定員

296人

4 受講申込手続等

(1) 提出書類等

受講を希望する者は、駐車監視員資格者講習受講申込書、注意事項確認書、
写真1枚(受講申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長
さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込みは、受け付けない。

(2) 受講申込書受付期間等

平成17年7月7日(木曜日)から26日(火曜日)まで(土曜日、日曜日及び祝
日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 受講申込書の提出先

千葉市中央区南町1丁目12番13号 南町庁舎3階 千葉県警察本部交通部新連

法駐車対策準備室

(4) 受講手数料等

ア 受講手数料

19,000円

イ 納入時期及び納入方法

千葉県収入証紙により、駐車監視員資格者講習受講申込書提出時に納入するこ
と。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。また、千葉県収入証紙は、提出先では
取り扱っていないので留意すること。

5 講習及び修了考査に関する問い合わせ先
千葉県警察本部交通部新連法駐車対策準備室
電話043(227)9131 内線772-233、234

海防警察官制令

千葉県防務局警察官制令第1号を改正する旨の令を次のとおり定める。
平成十七年七月五日

千葉県防務局警察官制令委員会 外記 栄太郎

千葉県防務局警察官制令委員会

千葉県防務局警察官制令委員会事務局

千葉県漁業調整委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県漁業調整委員会事務局行政文書規程(昭和六十三年千葉県漁業調整委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「行政文書」を「管理規程第十二条第一項の規定により行政文書」に、「に係る行政文書目録を廃棄する」を「を廃棄した旨の記録を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の記録及び管理規程第十二条第三項の規定により廃棄した年月日等が記載された行政文書目録は、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

内水面漁場管理委員会・海区漁業調整委員会訓令

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十七年七月五日

千葉県内水面漁場管理委員会会長 大澤 恒紀

千葉県海区漁業調整委員会会長 外記 栄太郎

千葉県内水面漁場管理委員会 訓令第一号
千葉県海区漁業調整委員会

千葉県海区漁業調整委員会事務局

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県内水面漁場管理委員会行政文書規程(平成二年千葉県内水面漁場管理委員会・千葉県漁業調整委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「行政文書」を「管理規程第十二条第一項の規定により行政文書」に、「に係る行政文書目録を廃棄する」を「を廃棄した旨の記録を行う」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の記録及び管理規程第十二条第三項の規定により廃棄した年月日等が記載された行政文書目録は、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

附則

この訓令は、公示の日から施行する。

公 告

軽油引取税の特約業者の指定の取消し

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第三項の規定により、次の特約業者の指定を取り消した。

平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
株式会社サン・プロパティーズ 代表取締役 大塚洋二	浦安市弁天一丁目二三番一号	平成十七年三月三十一日

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成十七年七月五日から十一月五日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成十七年七月五日から十一月五日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
平成十七年七月五日

千葉県知事 堂本 暁子

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
有限会社橋本総業新ビル
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
有限会社 本総業 代表取締役 橋本修
船橋市薬円台六丁目六番六号
- 3 閉店時刻を変更する小売業者の氏名又は名称
株式会社西友
- 4 変更前の閉店時刻
午後九時五十分
- 5 変更後の閉店時刻
午前九時
- 6 変更前の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から午後十時まで
- 7 変更後の来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時四十五分から翌午前八時四十五分まで
- 8 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後六時まで
- 9 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで

<p>10 変更年月日 平成十七年七月一日</p> <p>二 届出年月日 平成十七年六月十五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり銚子市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市産業部産業振興課において、平成十七年七月五日から八月五日まで縦覧に供する。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーヨーデイツー明神町店 銚子市明神町二丁目二三八番一ほか</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 西廣傳蔵 銚子市川口町一丁目六、二七一番地</p> <p>三 意見の概要 1 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。 2 騒音規制法に定める特定施設を設置する場合、特定建設作業を実施する場合は届出をすること。 3 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり銚子市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市産業部産業振興課において、平成十七年七月五日から八月五日まで縦覧に供する。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 フードプラザハヤシ銚子店</p>	<p>銚子市明神町二丁目二六八</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史 茂原市茂原一、二九八番地</p> <p>三 意見の概要 1 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めること。 2 騒音規制法に定める特定施設を設置する場合、特定建設作業を実施する場合は届出をすること。 3 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、次のとおり八街市から意見を聴取した。 なお、当該意見は、千葉県商工労働部経営支援課及び八街市経済環境部商工課において、平成十七年七月五日から八月五日まで縦覧に供する。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 ワンダーグー八街店 八街市文違字文違野三〇一番地一一五ほか</p> <p>二 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社カインズ 代表取締役 土屋嘉雄 群馬県高崎市高関町三八〇番地</p> <p>三 意見の概要 意見なし</p> <p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香取郡西部土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>一 退任理事 香取郡下総町大和田七〇三番地 勝山 正 " " 一六一番地 青野 利 " " 高岡一、二〇七番地 青野 勇</p>
--	---	---

<p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、君津市久留里市場土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 平成十七年七月五日</p>	四	就任監事	香取郡神崎町神崎神宿三〇三番地	根本	岡野	知美	計雄	
	"	"	下総町高七四五番地					
	"	"	"	神崎町神崎神宿二四三番地	大根	高橋	智一郎	
	"	"	"	並木六六二番地	高橋	雄夫		
	"	"	"	小松二三四番地	高橋	直夫		
	"	"	"	七二六番地	大根	智一郎		
	"	"	"	松崎三〇番地二	椿藤	長壽郎		
	"	"	"	神崎町神崎神宿二四三番地	大根	信則		
	"	"	"	三二一番地	大根	和則		
	"	"	"	大和田六一二番地	瀬尾	幸雄		
	"	"	"	二四六番地一	平山	温敏		
	"	"	"	小浮六七一番地三	青野	勝治		
	"	"	"	高岡一、一九八番地一〇	中坂	幸一		
	"	"	"	高一六五番地	有坂	照章		
三	就任理事	香取郡下総町野馬込二六七番地	石田	八田	精孝			
"	"	下総町大和田一四六番地						
"	"	高九四八番地						
二	退任監事	香取郡神崎町小松三六五番地	石井	根野	源一			
"	"	並木五九七番地						
"	"	松崎三〇番地二	根野	美雄				
"	"	三〇三番地	岡野	長壽郎				
"	"	神崎神宿二四三番地	大嶋	康直				
"	"	二九九番地	高橋	太一				
"	"	野馬込二七七番地	有坂	幸雄				
"	"	小浮二四六番地一	瀬尾	彦男				
"	"	七四七番地	成毛	孝男				
"	"	高七八一番地	須賀川	青野				
"	"	一、一九八番地						

<p>土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、富津市亀沢土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。 平成十七年七月五日</p>	一	退任理事	君津市久留里市場一六〇番地	江澤	中邦	邦夫	
	"	"	七二四番地				
	"	"	九一〇番地の二	鈴木	達雄		
	"	"	一六三番地	三上	利郎		
	"	"	久留里大谷二五三番地	佐治	俊清		
	"	"	久留里市場九一八番地の二	伴澤	康雄		
	"	"	五六六番地	江藤	春江		
	"	"	一一二番地	齊藤	春吾		
	"	"	四九番地	深倉	將吾		
	"	"	市川市鬼高二丁目二番三一号五〇七室	高澤	眞佐子		
	"	"	千葉市稲毛区稲毛台町三二番三号	石井	眞佐子		
	四	就任監事	君津市久留里市場一一〇番地	江澤	中邦	邦夫	
	"	"	七九九番地の四				
	三	就任理事	君津市久留里市場一六〇番地	江澤	中邦	邦夫	
"	"	七二四番地					
"	"	九一〇番地の二	鈴木	達雄			
"	"	一六三番地	三上	利郎			
"	"	久留里大谷二五三番地	佐治	俊清			
"	"	久留里市場九一八番地の二	伴澤	康雄			
"	"	五六六番地	江藤	春吾			
"	"	一一二番地	齊藤	春吾			
"	"	四九番地	深倉	將吾			
"	"	市川市鬼高二丁目二番三一号五〇七室	高澤	眞佐子			
"	"	千葉市稲毛区稲毛台町三二番三号	石井	眞佐子			
二	退任監事	市川市鬼高二丁目二番三一号五〇七室	石井	眞佐子			
"	"	千葉市稲毛区稲毛台町三二番三号					
"	"	四九番地	高澤	眞佐子			
"	"	一一二番地	深倉	將吾			
"	"	五六六番地	齊藤	春吾			
"	"	久留里市場九一八番地の二	伴澤	康雄			
"	"	久留里大谷二五三番地	月崎	俊清			
"	"	一六三番地	佐治	利郎			
"	"	九一〇番地の二	三上	達雄			
"	"	七二四番地	鈴木	一夫			
"	"	君津市久留里市場一六〇番地	永島	壽夫			
一	就任理事	君津市久留里市場一六〇番地	江澤	中邦	邦夫		
"	"	七二四番地					
"	"	九一〇番地の二	鈴木	達雄			
"	"	一六三番地	三上	利郎			
"	"	久留里大谷二五三番地	佐治	俊清			
"	"	久留里市場九一八番地の二	伴澤	康雄			
"	"	五六六番地	江藤	春吾			
"	"	一一二番地	齊藤	春吾			
"	"	四九番地	深倉	將吾			
"	"	市川市鬼高二丁目二番三一号五〇七室	高澤	眞佐子			
"	"	千葉市稲毛区稲毛台町三二番三号	石井	眞佐子			

千葉県知事 堂本 暁子

<p>一 退任理事 富津市亀沢一〇一番地 千葉市中央区東千葉一丁目三番一棟三一〇号 富津市佐貫九七七番地 " 亀沢七三番地</p>	<p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>二 退任監事 富津市亀沢三一〇番地 " " 五五四番地</p>	<p>県営土地改良事業の工事の完了 銚子市及び旭市の一部を受益地域とする県営東総東部地区土地改良事業(区画整理)は、平成十七年三月二十九日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>三 就任理事 富津市亀沢五五九番地 " " 三一六番地 " " 二三九番地 " " 一〇八番地 佐貫八八九番地</p>	<p>県営土地改良事業の工事の完了 旭市の一部を受益地域とする県営東総西部地区土地改良事業(農業用排水施設)は、平成十七年三月十七日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>四 就任監事 富津市亀沢二六番地 " " 二九一番地</p>	<p>県営土地改良事業の工事の完了 旭市及び旭市並びに香取郡東庄町の一部を受益地域とする県営東総北部地区土地改良事業(農業用排水施設)は、平成十七年三月二十二日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>県営土地改良事業の工事の完了 銚子市及び旭市並びに香取郡東庄町の一部を受益地域とする県営東総北部地区土地改良事業(区画整理)は、平成十七年三月二十二日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p>	<p>開発行為の工事の完了 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発行為の工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>県営土地改良事業の工事の完了 銚子市及び旭市並びに香取郡東庄町の一部を受益地域とする県営東総北部地区土地改良事業(区画整理)は、平成十七年三月二十二日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p>	<p>開発行為の工事の完了 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発行為の工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>
<p>県営土地改良事業の工事の完了 銚子市及び旭市の一部を受益地域とする県営東総東部地区土地改良事業(農業用排水施設)は、平成十七年三月二十九日をもってその工事を完了した。 平成十七年七月五日</p>	<p>開発行為の工事の完了 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第二項の規定により、次の開発行為の工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成十七年七月五日</p> <p>千葉県知事 堂本 暁子</p>

一 印西市草深字新堤台八四一番二の一部、八四一番四、八四一番五及び八四一番七
 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 船橋市前原西五丁目六番一九号 辰巳土地建物株式会社

都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧
 平成十七年七月五日流山市の変更に係る流山都市計画生産緑地地区の関係図書の送付があつたので、都市計画法（昭和四十二年法律第五号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部公園緑地課において縦覧に供する。
 平成十七年七月五日

千葉県知事 堂 本 謙 子

建築公聴会の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十三項の規定による意見の聴取を次のとおり実施する。
 平成十七年七月五日

千葉県知事 堂 本 謙 子

一 許可しようとする建築物の建築の計画

- 1 建築主
八千代市村上二、八三三番地 株式会社プロンスオート
 - 2 敷地の位置
八千代市村上字辺田前四、〇一八番一ほか
 - 3 建築物の用途
自動車販売店舗及び自動車修理工場
- 二 意見の聴取の期日
平成十七年七月十二日（火曜日） 午後一時三十分から
- 三 意見の聴取の場所
八千代市村上二、一七〇番地 八千代市立郷土博物館学習室

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。
 平成17年7月5日

千葉県病院局長 崎 山 樹

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 超伝導磁気共鳴断層撮像システム 一式
 - (2) 購入物品の特質等 購入物品の性能等に関し千葉県病院局長が入札説明書で指定する特質等を有すること。
 - (3) 納入期限 平成18年3月31日
 - (4) 納入場所 市原市鶴舞575番地 千葉県循環器病センター
 - (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づき、物品においてAの等級に格付けされている者であること。
 - (3) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒290-0512 市原市鶴舞575番地 千葉県循環器病センター事務局財務班
電話0436(88)3111
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成17年7月22日午後1時 千葉県循環器病センター2階多目的ホール
 - (3) 入札書の受領期限 平成17年8月22日午後5時
 - (4) 開札の日時及び場所 平成17年8月23日午後1時 千葉県循環器病センター2階多目的ホール
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書にこの公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、千葉県病院局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
 - (4) 入札の無効 この公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められた義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札に関する条件に違

反した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 この公告に示した物品を納入できると千葉県病院局長が判断した入札者であつて、千葉県病院局財務規程(平成16年千葉県病院局管理規程第22号)第140条第1項の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Superconductive Magnetic Resonance Imaging System 1 set

(2) Time limit of tender : 5:00 P.M., 22 August, 2005

(3) Contact point for the notice : Financial Affairs Division, Secretariat, Chiba Cardiovascular Center, 575 Turumai, Ichihara-shi, Chiba Prefecture, 290-0512
Japan TEL 0436-88-3111

購読料

月決め
一部一箇月三、
四円(郵送料を含む。)

発行・発行者
千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千葉県

〇四三(二三三)二一五二
〇四三(二三三)二六五八